

# 速度取締り指針

令和5年7月  
静岡中央警察署

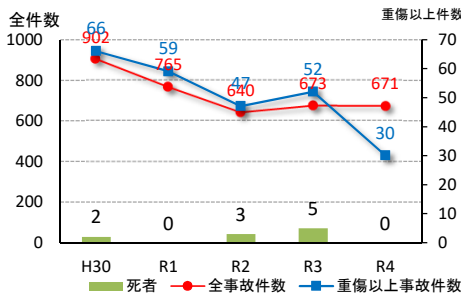
静岡中央警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道362号	16:00~22:00	安西橋東から富沢までの間	50km/h(一部法定)
県道29号	12:00~18:00	山崎から遠藤新田までの間	40km/h

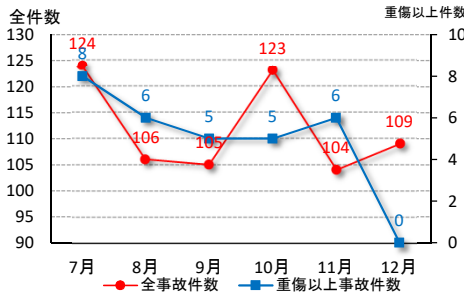
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

## 管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年下半期)



前年下半期の月別事故発生状況



前年下半期における交通事故発生状況

	前年下半期	
	件数	前年比
件数	671	-2
うち重傷事故	30	-22
死者	0	-5
負傷者	775	-24
うち重傷者	33	-19

## 事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年(平成30年から令和4年)の状況



## その他取締りの要点等

国道362号、県道29号上における重大事故の発生件数が、交通量に比して多いことから、引き続き同路線における定置式速度取締りを重点的に実施します。

速度に起因する交通事故が発生した場合、上記重点路線以外であっても、当該事故発生路線又は発生場所周辺における速度取締りを強化します。

通学路や生活道路においては、一時不停止、通行禁止違反、横断歩行者妨害等の交通取締活動及び赤色灯を点灯させた警戒活動を実施することに加え、可搬式オービスを活用した速度取締りも推進します。

悪質危険な無免許運転や飲酒運転の取締りを強化します。